越前信用金庫

「非課税口座約款」の改定について

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2024年1月からの新しい NISA 制度の開始に伴い、非課税口座約款を改定いたします。 なお、改定日以前にご契約いただいたお客様にも、改定後の約款が適用されますので、 ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1. 改定日 2023年10月16日(月)
- 2. 改定内容の概要 特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定にかかる記載追加 分配金再投資の取扱いにかかる記載追加 等

新非課税口座約款は以下のとおりです。

以上

非課税口座約款

1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額 上場株式等に係る配当所得の非課税および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等 に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、 越前信用金庫(以下「当金庫」といいます。)において開設する非課税口座(租税特別措置法で規定する非課税口座 をいいます。)について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号および第6号に規定する非課税上場株 式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利義務関係を明確にす るための取決めです。
- (2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、投信取引約款、自動けいぞく(累積)投資約款、特定口座約款および定時定額購入取引取扱規定等の当金庫が定める取引規定・約款等によるものとします。

2. 非課税口座開設届出書等の提出等

(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の 11 月末日までに、当金庫に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法をの他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- (2) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- (3) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」をご提出いただくものとします。
- (4) 当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫は申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられていたとき。
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。
- (5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に株式投資信託受益権(租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。)の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
- (6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
- (7) 申込者が当金庫に対して「非課税口座開設届出書」をご提出され、当金庫において非課税口座の開設をした後に、

当該非課税口座が重複口座であることが判明し、租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。

- ① 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱います。ただし、申込者が当金庫に特定口座を開設されている場合には、その後、速やかに特定口座への移管を行うことといたします。
- ② 非課税口座に該当しないこととなった口座で行っていた取引により分配金の支払いがあり、当該分配金が一般口座での取引においては課税の対象であった場合には、当該分配金に対して徴収すべきであった源泉徴収税および特別徴収税については、投信取引約款に基づき指定した指定預金口座より申込者からの申し出を受けることなく引き落とさせていただきます。その際、普通預金払戻請求書等の提出はいただきません。
- ③ 非課税口座に該当しないこととなった口座を利用した定時定額購入取引に係る契約の申込みがあった場合には、 申込者からの申し出を受けることなく中止の依頼があったものとさせていただきます。

3. 非課税管理勘定の設定

- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から 2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。) に設けられるものをいいます。以下同じ。) は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2) 上記(1)の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

3の2. 累積投資勘定の設定

- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。) に設けられるものをいいます。以下同じ。) は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。
- (2) 上記(1)の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において 提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座 廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設 または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1 月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

3の3. 特定累積投資勘定の設定

- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024 年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。) において設けられます。
- (2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

3の4. 特定非課税管理勘定の設定

申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は上記3の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

4. 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理

- (1) 非課税上場株式等管理契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理します。
- (2) 非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。
- (3) 特定非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理します。

5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 上記3. (2)に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れる次に掲げる投資信託の取得対価の額(下記イ.の場合、購入した投資信託については、その購入の代価の額をいい、下記ロ.の移管により受け入れる投資信託については、その移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
- イ. 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得し、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもの
- ロ. 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。 以下、この条において同じ。) から、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項第 1 号の規定に基づき移管がされる投資信託(下記②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、当該他年分非課税管理勘定から同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる投資信託
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する投資信託

5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託(租税特別措置法第37条の14第1項第2号口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 上記3の2. (2)に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる 投資信託で、取得対価の額(購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。)の合計額が40万円 を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定する投資信託

5の3. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲

当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、原則として、申込者が当金庫と締結した 累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる投資信託(租税特別措置法第37条の14第1項第2号口に掲げる上場株式 等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投 資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号 の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」 の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に 取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 上記3の3. (2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額(購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該投資信託を除く。)
- ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号および第 11 号に規定 する投資信託

5の4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲

- (1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。
 - ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に申込者が当金庫で募集または買

付の申込みにより取得する投資信託で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入れた投資信託の取得対価の額(購入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。)

- イ. 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額 (特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入 の代価の額等をいう。) の合計額が 1,200 万円を超える場合
- ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている投資信託の取得対価の額 の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託
- (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることができません。
 - ① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、投資信託および投資法人に関する法律第4条第1項に規定する 委託者指図型投資信託約款において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する 投資(租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行 うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款に租税特別措置法施行令第25条の13 第15項第1号および第3号の定めがあるもの以外のもの

6. 非課税口座を通じた取引

(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。)。

なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合で、以下の①から④に該当する場合、当該超過部分の投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。)。

- ① 上記5. ①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円(上記5. ②により受け入れる投資信託がある場合には、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超える場合
- ② 上記5の2. ①により累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が40万円を超える場合
- ③ 上記5の3.①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合 または当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定 に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資 勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
- ④ 上記5の4. (1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合または同項①イ、もしくはロ、に該当する場合
- (2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を譲渡するときには、その旨および非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託を譲渡するかを明示していただく必要があります。

なお、申込者が当金庫の非課税口座で保有している投資信託を譲渡する場合において、当該投資信託を非課税口座の同一勘定で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

- (3) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合、2024 年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。
 - ① 他年分非課税管理勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
 - 分配金再投資による追加取得分については、課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入れます。
 - ② 他年分累積投資勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の累積投資勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
 - イ. その年の特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有している投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れていない場合、分配金再投資による追加取得分については、課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入れます。
 - ロ. その年の特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有している投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れている場合、分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、

上記(1)③に該当する場合、課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般 口座)に受け入れます。

③ 特定累積投資勘定 (その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積投資勘定をいいます。) で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合

分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入れます。

- ④ 特定非課税管理勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非課税管理勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場合
 - 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理勘定に受け入れます。ただし、上記(1)④に該当する場合、課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入れます。
- (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定または累積投資勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。2024年以降の定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、2023年11月末日までに当金庫へお申し出ください。
 - ① 非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について
 - イ. 当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象の投資信託(上記5の4.(2)に該当しない投資信託をいいます。) である場合、その年の特定非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。
 - 口. 当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象外の投資信託(上記5の4.(2)に該当する投資信託をいいます。) である場合、課税口座(特定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)を利用 した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。
 - ② 累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について その年の特定累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。

7. 譲渡の方法

非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知

- (1) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、上記5.①ロ.および②に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。
- (2) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。
- (3) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する投資信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金

庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(4) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項各号に規定する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

9. 非課税管理勘定終了時の取扱い

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(上記2.(6)または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。
- (2) 上記(1)の終了時点で、非課税管理勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者の非課税管理勘定に係る投資信託について、当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合には、一般口座に移管いたします。
 - ① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の 11 月末日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般 口座への移管
 - ② 上記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い

- (1) 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は、当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(上記2.(6)または租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)。
- (2) 上記(1)の終了時点で、累積投資勘定に係る投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。なお、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者の累積投資勘定に係る投資信託について、当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合には、一般口座へ移管いたします。
 - ① 申込者から累積投資勘定の終了する年の 11 月末日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② 上記①に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

当金庫は、申込者から提出を受けた上記2.(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、 当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされてい る当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載した氏名および住所

11. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記 2. (1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当

該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。) から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。) に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、 当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所
- ② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出された場合 申込者が当該書類に記載した氏名および住所
- (2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合(上記(1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

12. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き

申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、11 月末日までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することができません。

13. 届出事項の変更

「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく「非課税口座異動届出書」を当金庫にご提出いただくものとします。

14. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して「非課税口座廃止届出書」を提出した場合 当該提出目
- ② 申込者が当金庫に対して「非課税口座継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の最終営業日までに「非課税口座帰国届出書」の提出をしなかった場合 「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の最終営業日)
- ③ 申込者が当金庫に対して「出国届出書」を提出した場合 出国日
- ④ 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「非課税口座継続適用届出書」を提出した場合を除く) 「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ 申込者の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日
- ⑥ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき 当金庫が定める日

15. 免責事項

申込者が上記13.の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害については、当金庫はその責を負いません。

16. 合意管轄

本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意したものとみなします。

17. 約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき、変更することがあります。変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期は、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。

なお、変更の内容が、申込者の従来の権利を制限するもしくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上

(2023年10月改訂)

「非課税口座約款」新旧対照表

(網掛部分変更)

新 旧 1. 約款の趣旨 1. 約款の趣旨 (1) この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)が租税特別措置法第9条 (1) この約款は、お客様(以下「申込者」といいます。)が租税特別措置法第9条の8に の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税 規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および租税 および租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場 特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲 株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税 渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。) の特例」といいます。)の適用を受けるために、越前信用金庫(以下「当金庫」 の適用を受けるために、越前信用金庫(以下「当金庫」といいます。)において開設 といいます。)において開設する非課税口座(租税特別措置法で規定する非 する非課税口座(租税特別措置法で規定する非課税口座をいいます。)につい て、租税特別措置法第37条の14第5項第2号<mark>および</mark>第4号<mark>(追加)</mark>に規定する非 課税口座をいいます。)について、租税特別措置法第37条の14第5項第2 号、第4号<mark>および第6号</mark>に規定する非課税上場株式等管理契約、非課税累 課税上場株式等管理契約および非課税累積投資契約(追加)の要件および当金 積投資契約および特定非課税累積投資契約の要件および当金庫との権利 庫との権利義務関係を明確にするための取決めです。 義務関係を明確にするための取決めです。

(2)(同左)

(2)(略)

- 2. 非課税口座開設届出書等の提出等
- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該 非課税の特例の適用を受けようとする年の 11 月末日までに、当金庫に対し て租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基 づき「非課税口座開設届出書」(既に当金庫以外の証券会社または他の金 融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を 開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座 廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当金庫に非課税口座を開設し ている場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税 口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)をご提出いただくとともに、租税 特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別 措置法施行規則第 18 条の 12 第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分 に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個 人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該

新

- 2. 非課税口座開設届出書等の提出等
- (1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税 の特例の適用を受けようとする年の11月末日までに、当金庫に対して租税特別措 置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開 設届出書」(既に当金庫以外の証券会社または他の金融機関において非課税口 座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非 課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知 書」、既に当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を 設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) をご提出いただくとともに、和税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第 24 項に おいて準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号 に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住 所および個人番号(申込者が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規 定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所)を告知し、租税特別措置法

IΗ

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」について は、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)また は特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を再設定しようとする年 (以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定 年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知 書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非 課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累 積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われて いた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

の他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課 税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または非課税管理 <mark>勘定もしくは累積投資勘定</mark>を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。) の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してく ださい。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通 知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日 の属する年分の非課税管理勘定または<mark>累積投資勘定</mark>に上場株式等の受入れが 行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9 月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

 $(2)\sim(3)(略)$

(4)(略)

(2)~(3)(同左)

(4)(同左)

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口 座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定およ び特定非課税管理勘定が設けられていたとき。

新

- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積 投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき。
- (5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に株式投資信託受益権(租税特別措置法第37条

- ① 1月1日から9月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃 止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<mark>非課税管理勘定または累積投資</mark> 勘定が設けられていたとき。
- ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座 廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<mark>非課税管理勘定また は累積投資勘定</mark>が設けられることとなっていたとき。
- (5) 申込者が当金庫の非課税口座に設けられるべき 非課税管理勘定または累積投資勘定 を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該 非課税管理勘定または累積投資勘定 が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に株式投資信託受益権(租税特別措置法第37条の14第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う株式

新	旧
の 14 第1項で規定する「非課税口座内上場株式等」のうち当金庫が取り扱う	投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。)の受入れが行われて
株式投資信託受益権をいいます。以下「投資信託」といいます。)の受入れ	いた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。
が行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができ	
ません。	
(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口	(6) 当金庫は、「金融商品取引業者等変更届出書」を受理したときに非課税口座に設
座に設定年に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が既に設	定年に係る <mark>非課税管理勘定または累積投資勘定</mark> が既に設けられている場合には
けられている場合には当該 <mark>特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定</mark>	当該 <mark>非課税管理勘定または累積投資勘定</mark> を廃止し、申込者に租税特別措置法第
を廃止し、申込者に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する	37 条の 14 第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
「勘定廃止通知書」を交付します。	
(7)(略)	(7)(同左)
①~③(略)	①~③(同左)
3. 非課税管理勘定の設定	3. 非課税管理勘定の設定

新	IΒ
(略)	(同左)
3の2. 累積投資勘定の設定	3の2. 累積投資勘定の設定
(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資	(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定
勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記	(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記録を他の取
録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から 2023	引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から <mark>2042</mark> 年までの各年(非
年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条に	課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間
おいて「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。	内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期
以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。	間内の各年においてのみ設けられます。
(2)(略)	(2)(同左)
3の3. 特定累積投資勘定の設定	<mark>(追加)</mark>
(1) 申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積	
投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託	
の記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下	
同じ。)は 2024 年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各	

新	ΙΒ
年」といいます。)において設けられます。	
(2) 上記(1)の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日	
(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当	
該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、	
「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、	
所轄税務署長から当金庫に申込者の非課税口座の開設または非課税口座	
への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投	
資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)に	
おいて設けられます。	
3の4. 特定非課税管理勘定の設定	<mark>(追加)</mark>
申込者が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税	
管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載または記録がされる投資信託の記	
録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)	
は上記3の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。	

新	IΒ
4. 非課税管理勘定 <mark>、</mark> 累積投資勘定 <mark>、特定累積投資勘定および特定非課税管</mark>	4. 非課税管理勘定 <mark>または</mark> 累積投資勘定 <mark>(追加)</mark> における処理
理勘定における処理	
(1)(略)	(1)(同左)
(2)(略)	(2)(同左)
(3) 特定非課税累積投資契約に基づく投資信託の振替口座簿への記載または	<mark>(追加)</mark>
記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管	
理勘定において処理します。	
5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲	5. 非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲
(略)	(同左)
5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲	5の2. 累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲
(略)	(同左)
①(略)	①(同左)
② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <mark>22</mark> 項において準用する同条第	② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 <mark>24</mark> 項において準用する同条第 12 項
12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する投資信託	第1号、第4号および第 11 号に規定する投資信託

新	IΠ
5の3. 特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の範囲	(追加)
当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定において	
は、原則として、申込者が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した	
次に掲げる投資信託(租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号ロに掲げる上	
場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進さ	
れるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係	
る委託者指図型投資信託約款において租税特別措置法施行令第 25 条の 13	
第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要	
件を満たすものに限り、「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者につ	
いては当該申込者が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があっ	
た日までの間に取得をした投資信託で①に掲げるものを除きます。)のみを受け	
入れます。	
① 上記3の3.(2)に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属	
する年の12月31日までの間に受け入れる投資信託で、取得対価の額(購	

新	IΒ
入した投資信託については、その購入の代価の額をいいます。)の合計額	
が 120 万円を超えないもの(当該投資信託を当該特定累積投資勘定に受	
け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け	
入れている募集または買付の申込みにより取得した投資信託の取得対価	
の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定および	
特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価	
の額等をいう。)の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該	
<mark>投資信託を除く。)</mark>	
② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第	
12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する投資信託	
5の4. 特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の範囲	<mark>(追加)</mark>
(1) 当金庫は、申込者の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定におい	
ては、原則として、次に掲げる投資信託(当該非課税口座が開設されている	
当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限り、	
コ亚中ツ自ボ川に所分派自日庄併に山戦または山野い*C4VのDVバに成り、	

新	
	11-4
「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者については当該申込者	
が出国をした日から「非課税口座帰国届出書」の提出があった日までの間に	
取得をした投資信託で、以下の①、②に掲げるものを除きます。)のみを受け	
<mark>入れます。</mark>	
① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日	
までの間に申込者が当金庫で募集または買付の申込みにより取得する投	
資信託で、その取得後直ちに非課税口座へ受け入れられるもので、受け入	
れた投資信託の取得対価の額(購入した投資信託については、その購入	
の代価の額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該投資	
信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる	
場合に該当することとなるときにおける当該投資信託を除く。)	
イ. 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定	
に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合	
計額が 1,200 万円を超える場合	

新	IΒ
ロ. 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定	
に受け入れている投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積	
投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合	
② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第	
12 項各号に規定する投資信託	
(2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める投資信託を受け入れることが	
「できません。」	
① 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、投資信託および投資	
法人に関する法律第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款に	
おいて法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利	
に対する投資(租税特別措置法施行令第25条の13第15項第2号に規定	
する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその	
他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているも	
一分の日本の生人にかられる人はと関係してためらず会かたのりなりでするも	

新	IΠ
② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信	
託約款に租税特別措置法施行令第25条の13第15項第1号および第3	
号の定めがあるもの以外のもの	
6. 非課税口座を通じた取引	6. 非課税口座を通じた取引
(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する	(1) 申込者が当金庫との間で行う、非課税口座に受け入れる投資信託に関する取引
取引については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行	については、取引の都度、非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただ
っていただく必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定	く必要があります。申込者より特にお申し出のない場合は、特定口座または一般口
口座または一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による取引	座による取引とさせていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を
は、申込者が特定口座を開設されている場合に限ります。)。なお、当該投資	開設されている場合に限ります。)。なお、当該投資信託に関する取引を行う際に、
信託に関する取引を行う際に、当金庫に対して非課税口座への受入れであ	当金庫に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただいた場合
る旨の明示を行っていただいた場合で、 <mark>以下の①から④に該当する場合、</mark>	で、上記5. ①イ. およびロ. により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得
当該超過部分の投資信託について、特定口座または一般口座に受け入れ	対価の額の合計額が 120 万円を超える場合は、当該 120 万円を超える部分の投
させていただきます(特定口座による取引は、申込者が特定口座を開設され	<mark>資信託については、</mark> 特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます <mark>(追</mark>

加)。

ている場合に限ります。)。

新	ІВ
① 上記5. ①により非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取得対価の額	<mark>(追加)</mark>
の合計額が 120 万円(上記5. ②により受け入れる投資信託がある場合に	
は、当該投資信託の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超える	
。 <mark>場合</mark>	
② 上記5の2. ①により累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対価の	
額の合計額が 40 万円を超える場合	
③ 上記5の3. ①により特定累積投資勘定に受け入れる投資信託の取得対	
価の額の合計額が 120 万円を超える場合または当該投資信託を当該特定	
累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課	
税管理勘定に受け入れている募集または買付の申込みにより取得した投	
資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計	
額が 1,800 万円を超える場合 	
④ 上記5の4. (1)①により特定非課税管理勘定に受け入れる投資信託の取	

新	旧
得対価の額の合計額が240万円を超える場合または同項①イ.もしくはロ.	
に該当する場合	
(2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信	(2) 申込者が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の投資信託を保
託を保有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を <mark>譲</mark>	有している場合であって、非課税口座で保有している投資信託を <mark>換金</mark> するときに
渡するときには、その旨 <mark>および非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積</mark>	は、その旨 <mark>の</mark> 明示 <mark>を行っ</mark> ていただく必要があります。なお、申込者が当金庫の非課
投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれに受け入れている投資信託	税口座で保有している投資信託を <mark>換金</mark> する場合において、当該投資信託を非課
を譲渡するかを明示していただく必要があります。なお、申込者が当金庫の	税口座 <mark>(追加)</mark> で複数回にわたって取得されているときは、先に取得したものから
非課税口座で保有している投資信託を <mark>譲渡</mark> する場合において、当該投資信	<mark>換金</mark> することとさせていただきます。
託を非課税口座 <mark>の同一勘定</mark> で複数回にわたって取得されているときは、先	
に取得したものから <mark>譲渡</mark> することとさせていただきます。	
(3) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定、	<mark>(追加)</mark>
累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定で保有して	
いる投資信託から支払われた分配金について再投資の契約をしている場	
合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。分配	

新	IB
<i>₹</i> /1	114
金の再投資を停止する場合には、当金庫へお申し出ください。	
① 他年分非課税管理勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の	
年分の非課税管理勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払	
われた分配金について再投資の契約をしている場合	
分配金再投資による追加取得分については、課税口座(特定口座が開設	
されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入	
<mark>れます。</mark>	
② 他年分累積投資勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る他の年	
分の累積投資勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた	
分配金について再投資の契約をしている場合	
イ. その年の特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有してい	
る投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れていない場合、分配金再	
投資による追加取得分については、課税口座(特定口座が開設されて	
いる場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け入れ	

新	旧
<mark>ます。</mark>	
ロ. その年の特定累積投資勘定に当該他年分累積投資勘定で保有してい	
る投資信託と同一銘柄の投資信託を受け入れている場合、分配金再投	
資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘定に受け入	
れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座(特定口座が開設	
されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口座)に受け	
<mark>入れます。</mark>	
③ 特定累積投資勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積	
投資勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた分配金に	
ついて再投資の契約をしている場合	
分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘	
定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座(特定口	
座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口	
座)に受け入れます。	
入れます。 3 特定累積投資勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定累積 投資勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた分配金に ついて再投資の契約をしている場合 分配金再投資による追加取得分については、その年の特定累積投資勘 定に受け入れます。ただし、上記(1)③に該当する場合、課税口座(特定口 座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口 	

新	IΒ
④ 特定非課税管理勘定(その年の勘定を設けた非課税口座に係る特定非	
課税管理勘定をいいます。)で保有している投資信託から支払われた分配	
金について再投資の契約をしている場合	
分配金再投資による追加取得分については、その年の特定非課税管理	
勘定に受け入れます。ただし、上記(1)④に該当する場合、課税口座(特定	
口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一般口	
座)に受け入れます。	
(4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定ま	
たは累積投資勘定において、2023 年 12 月末時点で定時定額購入取引に	
係る契約の申込みをしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により	
取り扱わせていただきます。2024 年以降の定時定額購入取引に係る契約を	
変更または中止する場合等には、2023 年 11 月末日までに当金庫へお申し	
選ください。	
① 非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について	

新	П
イ. 当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象の投資信託(上記5	
の4. (2)に該当しない投資信託をいいます。)である場合、その年の特定	
非課税管理勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続さ	
れます。 れます。	
ロ. 当該投資信託が特定非課税管理勘定の受入対象外の投資信託(上記	
5の4.(2)に該当する投資信託をいいます。)である場合、課税口座(特	
定口座が開設されている場合は特定口座、開設されていない場合は一	
般口座)を利用した定時定額購入取引に係る契約として継続されます。	
② 累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約について	
その年の特定累積投資勘定を利用した定時定額購入取引に係る契約と	
して継続されます。	
7. 譲渡の方法	7. 譲渡の方法
非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理	非課税管理勘定 <mark>および</mark> 累積投資勘定 <mark>(追加)</mark> において振替口座簿への記載または

勘定において振替口座簿への記載または記録がされている投資信託の譲渡は 当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別措置法第37条の11第4項第1 号に規定する事由による投資信託の譲渡について、当該譲渡に係る金銭およ び金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行われる方法のいずれ かの方法により行います。

- 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知 (1)(略)
- (2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れ

記録がされている投資信託の譲渡は当金庫に対して譲渡する方法、または租税特別 措置法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する事由による投資信託の譲渡について、 当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当金庫の営業所を経由して行 われる方法のいずれかの方法により行います。

- 8. 非課税口座からの投資信託の払出しに関する通知
- (1)(同左)
- (2) 申込者が租税特別措置法第 37 条の 14 第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項において準用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する投資信託に係る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項第1号、第4号および第11 号に規定する事由により取得する投資信託で、累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設

た後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(3) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特

定累積投資勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替によるも

のを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準

用する同条第 12 項第1号、第4号および第 11 号に規定する投資信託に係

る事由のものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った

場合(同項第1号、第4号および第 11 号に規定する事由により取得する投資

信託で、特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投

(追加)

新	IΒ
資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税	
口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるもの	
を含みます。)には、当金庫は、申込者(相続または遺贈(贈与をした者の死	
亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当	
該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった	
投資信託を取得した者)に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めると	
ころにより当該払出しの通知を行います。	
(4) 申込者が租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特	<mark>(追加)</mark>
定非課税管理勘定からの投資信託の全部または一部の払出し(振替による	
ものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において	
準用する同条第 12 項各号に規定する投資信託に係る事由のものならびに	
特定口座への移管に係るものを除きます。)を行った場合(同項各号に規定	
する事由により取得する投資信託で、特定非課税管理勘定に受け入れなか	
ったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非	

新	IΒ
課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払	
出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、申込者(相	
続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)に	
よる払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非	
課税口座内上場株式等であった投資信託を取得した者)に対し、租税特別	
措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。	
9. 非課税管理勘定終了時の取扱い	9. 非課税管理勘定終了時の取扱い
(1)(略)	(1)(同左)
(2)(略)	(2)(同左)
(削除)	① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が別途定める日(当金庫の
	営業所等に掲示)までに当金庫に対して上記5. ②の移管を行う旨その他必要
	事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合
	非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管
① 申込者から非課税管理勘定の終了する年の 11 月末日までに当金庫	② 申込者から非課税管理勘定の終了する年の 11 月末日までに当金庫に対し

に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8項第2号に規定する 書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設して いない場合 一般口座への移管

新

② 上記①(削除)に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い

 $(1)\sim(2)(略)$

(略)

10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(削除) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2.(1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を

て租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第8項第2号に規定する書類の提出があった場合または申込者が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般 口座への移管

IΗ

3 上記①および②に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

9の2. 累積投資勘定終了時の取扱い

(1)~(2)(同左)

(同左)

10. 累積投資勘定を設定した場合の所在地確認

(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2. (1)の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日

および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過す

設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第6項 に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名 および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録 がされている当該基準経過日における氏名および住所

②(略)

る日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされている当該基準経過日における氏名および住所

②(同左)

(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名およ

び住所が確認できなかった場合((1)ただし書の規定の適用がある申込者を除きま

(削除)

新	IΠ
	す。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者の非課税口座に係る累
	積投資勘定に投資信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以
	後、上記(1)①または②のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認
	できた場合または申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口
	座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、こ
	の限りではありません。
11. 特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認	<mark>(追加)</mark>
(1) 当金庫は、申込者から提出を受けた上記2.(1)の「非課税口座開設届出書」	
(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課	
税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出	
書」をいいます。)に記載または記録がされている申込者の氏名および住所	
が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じで	
あることを、基準経過日(申込者が初めて非課税口座に特定累積投資勘定	
を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日	

新	IΒ
ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」とい	
います。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内に申込者から氏名、住	
所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた	
場合および「非課税口座継続適用届出書」の提出をした申込者から、出国を	
した日から当該1年を経過する日までの間に「非課税口座帰国届出書」の提	
出を受けなかった場合を除きます。	
① 当金庫が申込者から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の3第6項	
に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏	
名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または	
記録がされている当該基準経過日における氏名および住所	
② 当金庫から申込者に対して書類を郵送し、当該書類に申込者が当該基	
準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出され	
た場合 申込者が当該書類に記載した氏名および住所	
(2) 上記(1)の場合において、確認期間内に申込者の基準経過日における氏名	

新	IΒ
および住所が確認できなかった場合(上記(1)ただし書の規定の適用がある	
申込者を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、申込者	
の非課税口座に係る特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に投資	
信託の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、上記(1)各号	
のいずれかの方法により申込者の氏名および住所を確認できた場合または	
申込者から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出	
書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限り	
ではありません。	
12. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き	11. 非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き
(削除)	(1) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることと
	なっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前
	年中に、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定変更用)」を提出していた
	だく必要があります。
(削除) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の	(2) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変

新	П
種類を変更しようとする場合には、11 月末日までに、当金庫に対して「非課税	更しようとする場合には、11 月末日までに、当金庫に対して「非課税口座異動届出
口座異動届出書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。なお、当	書(勘定変更用)」をご提出いただく必要があります。なお、当該異動届出書が提
該異動届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累	出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に投資信託
積投資勘定に投資信託の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異	の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該異動届出書を受理することが
動届出書を受理することができません。	できません。
(削除)	(3) 2024 年1月1日以後、申込者が当金庫に開設した非課税口座(当該口座に 2023
	年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限ります。) に累積投資勘定を設
	定することを希望する場合には、当金庫に対して「非課税口座異動届出書(勘定
	変更用)」を提出していただく必要があります。
1 <mark>3</mark> . 届出事項の変更	1 <mark>2</mark> . 届出事項の変更
(服各)	(同左)
1 <mark>4</mark> . 契約の終了	1 <mark>3</mark> . 契約の終了
(服各)	(同左)
1 <mark>5</mark> . 免責事項	1 <mark>4</mark> . 免責事項

新	旧
申込者が上記 <mark>13</mark> . の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによら	申込者が上記12. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事
ない事由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益およ	由により、非課税口座における取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害につ
び損害については、当金庫はその責を負いません。	いては、当金庫はその責を負いません。
1 <mark>6</mark> . 合意管轄	1 <mark>5</mark> . 合意管轄
(略)	(同左)
1 <mark>7</mark> . 約款の変更	1 <mark>6</mark> . 約款の変更
(略)	(同左)
以上	以上
(202 <mark>3</mark> 年10月改訂)	(202 <mark>1</mark> 年4月改訂)